

学長選考・監察会議の委員の選任方法等について

学長選考・監察会議の委員の選任方法等については、以下のとおりです。

➤ 経営協議会委員（学長選考・監察会議規程第2条第1号委員）

経営協議会において、学長選考・監察会議規程第2条第1号の規定に基づき、経営協議会規程第2条第1項第3号の構成員（経営協議会の学外委員）の中から、学長選考・監察会議委員を4名選任しています。

選任にあたっては、学長選考・監察会議の議論の継続性、幅広い分野からの委員の知見や経験等のバランスを考慮して、互選により選出しています。

➤ 教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規程第2条第2号委員）

教育研究評議会において、学長選考・監察会議規程第2条第2号の規定に基づき、教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第19号までの構成員（理事、副学長、部局長、附属図書館長、系主任等）の中から、学長選考・監察会議委員を4名選任しています。

選任にあたっては、学長選考・監察会議の議論の継続性を勘案し、前期の学長選考・監察会議委員を務めた評議員と、その他の評議員のそれぞれについて、2名連記無記名による投票を行うことが審議・了承され、投票の結果、それぞれ得票上位の委員2名を選出しています。